

## 議長

農業委員現在数 14 名、出席 13 名、1 名は途中から参加します。よって、会議は成立いたしました。

これより令和 3 年度第 7 回青梅市農業委員会を開会いたします。  
はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第 13 条の規定により、第 7 番 梅田委員さん、第 8 番 町田委員さんを指名いたしますのでよろしくお願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

## 事務局

前回の総会から今日までの日程行事について報告いたします。10 月 5 日、農業委員会会長職務代理、経営、土地部会長研究集会在市役所会議室で行われました。小峰職務代理、経営部会長、土地部会長が出席しました。10 月 6 日、7 日、生産緑地本調査を行いました。2 日間に分けて加藤会長、小峰職務代理、土地部会の各委員の方と調査しました。10 月 9 日、親子農業体験会、稲刈りが盛大に行われました。朝方雨が降りましたが、すぐに止んで 1 日もってくれました。10 月 18 日、土地部会在市役所の会議室で行われました。加藤会長、小峰職務代理、土地部会員の皆さまと行いました。報告は以上です。

## 議長

以上で報告を終わります。

次に日程 4 の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」5 件を上程いたします。

整理番号 1 番および 2 番について、久保田委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号 1 番 久保田です。

整理番号 1 番について説明します。

10 月 14 日、申請者立会いの下、事務局 2 名と現地調査を行いました。

た。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

合計 7棟で の畑です。

上から2段目までが一団の畑になっていまして、そこには柿、柚子、ビワ、ネギ、ショウガ等の野菜が栽培されております。

以下が一団の畑になっていまして、栗の木、スダチ、ダイコン、ネギ、ハクサイ、ヤツガシラ、サトイモ、ラッカセイが栽培されておりました。

以上7棟につきましては良好な管理がされておりました。

整理番号2番について説明します。

10月14日、申請者立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

合計 852 m<sup>2</sup>です。地番にはキャベツ、ソラマメ、ピーマンといった野菜のほかに、梅が3本あり良好な管理がされておりました。

地番、全体の約1/2程度が耕作されておりました。ここにはゴーヤ、オクラ、シシトウといった夏野菜が植わっておりました。残る1/2については以前、草刈りをしていない状況が確認できましたが、本日午前中、現地で所有者と耕作の予定であるという確認をした次第です。以上のことを含めまして問題なく管理されておりましたので、よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

整理番号 3 番について、八木委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号 3 番 八木克己です。

整理番号 3 番について説明します。

10月11日、事務局、本人立会いの下、現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

畑は草もなく、ネギ、ヤツガシラ、サトイモ、ハクサイ、ブロッコリー、キャベツ、ニンジン、ゴボウ等が植わっていきまして、空いている所にはタマネギを植えるという事で、準備されておりました。草もなくきれいに管理されておりましたので、よろしくご審議をお願いします

## 議長

整理番号 4 番について、森田委員さんの説明をお願いします。

## 委員

議席番号 6 番 森田泰夫です。

整理番号 4 番について説明します。

10月15日、本人立会いの下、事務局と現地調査を行いました。

申請者住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

自宅に面している畑で、地番の畑にはサツマイモ、ネギが作っており、春にはジャガイモを作ったそうです。空いている所は耕作してありました。

地番にはキウイ棚がありました。サトイモが少し作っており、これは自家消費のための生産だということです。夏には空いている所に、トマト、インゲン、ピーマンを作ったそうです。農業を始めて間もない方なので、

これから色々な野菜にチャレンジしていきたいとのことです。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号5番について、新井委員さんの説明をお願いします。

## 委員

推進委員 新井博士です。

整理番号5番について説明します。

10月12日、申請人立会いの下、事務局と現地調査を行いました。

申請者住所、氏名、

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

現在、菊が栽培されていました。周りには、ホウレンソウ、ブロッコリー、シュンギク、ダイコンと野菜が植わってしまして良好に管理されていました。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

## 議長

挙手13名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」5件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

次に議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」4件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」4件を御説明いたします。議案の2ページを御覧ください。

整理番号1番から3番は関連しており、いずれも譲受人である氏への売買契約となっております。譲渡人は1番から順に　　さん、　　さん、　　さんになります。

それでは、整理番号1番の御説明を致します。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第2号 別紙1》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号および第3号については、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

次に第2項第5号。許可することにあたっては、青梅市においては、譲受人および世帯員等がすでに所有する農地と所有権移転する農地の面積の合計が30アール（3,000㎡）以上であることが求められます。本案件について、農地は、合計30アールを超えておりませんが、農地法施行令2条3項に許可後の農地の権利所有面積が下限面積を超えなくてもよい例外規定があり、本案件はその例外規定に該当すると考えております。こちらにつきましては、この後詳しく御説明させていただきますので、先に“農地法第3条第2項各号”に関する説明を続けさせていただきます。

第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、梅の木を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

それでは、続いて農地法施行令第2条第3項の例外規定について御説明いたします。

《議案2号別紙1-2》を御覧ください。

こちらは農地法施行令第2条第3項を引用したものとなっております。

農地法施行令第2条第3項第1号の「権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであると認められること。」

こちらの例外規定に該当するため、本案件は許可するに相当であると判断できると考えております。

次に、《議案2号別紙1-3》を御覧ください。こちらは、地番ごとに所有者を表示した図面になります。整理番号1～3番の農地は現在、全て 氏が一人で管理をしております。 氏と 氏がそれぞれ、 市と 県の 市に在住していることもあり、図面のようにバラバラとなっている農地を全て 氏が取得することにより、経営が集約的に行われると考えられますので、本案件は、農地法

施行令第2条第3項第1号の例外規定に該当すると考えております。

また、本案件について、譲受人の 氏と譲渡人の 氏と 氏は兄弟にあたり、親の相続が発生した際に、土地を分割して相続をしたため、現在のような、それぞれがバラバラに土地を所有している状況になります。

また、一団となっている農地の中に一部、 氏の農地も含まれており、その土地についても、今回、集約をして 氏が管理をしていくとのことです。

以上の通り、農地法施行令第2条第3項第1号の例外規定により、第2項第5号を含め、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

なお、現地調査でございますが、10月12日に川鍋委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に、整理番号2番

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第3条の許可を得るため、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第2号 別紙2》の調査書および《議案2号別紙1-2》、《議案2号別紙1-3》を御覧ください。

許可要件につきましては、先ほど申し上げたとおりとなります。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当せず、農地法施行令第2条第3項第1号の例外規定に該当するため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

なお、本案件についても譲受人は梅の木を栽培する計画です。

また、現地調査につきまして、整理番号1番と同様に10月12日に川鍋委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に、整理番号 3 番

こちらは譲渡人の                      さんから譲受人の                      さんへの売買契約でございます。

本案件についても、整理番号 1 番、2 番と同様“農地法第 3 条第 2 項各号”に該当せず、農地法施行令 2 条 3 項 1 号の例外規定に該当するため、この案件につきましても、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。この判断については《議案第 3 号 別紙 3》の調査書および《議案 2 号別紙 1 - 2》、《議案 2 号別紙 1 - 3》を御覧ください。

なお、本案件について、譲受人は梅の木を栽培する計画です。

また、現地調査につきましても、整理番号 1 番、2 番と同様です。

次に整理番号 4 番

こちらは、譲渡人の                      さんから、譲受人の                      さんへの売買契約でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第 3 条の許可を得るため、“農地法第 3 条第 2 項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第 2 号 別紙 4》の調査書を御覧ください。

この案件につきましても、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

なお、本案件について譲受人は現在、圃場に木々が生えているため、伐採伐根をした後、計画を立てるとのことです。

また、現地調査につきまして、同様に 10 月 11 日に加藤会長と影山委員さんと行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番から3番について、川鍋委員さんの補足説明はなにかございますか。

## 委員

議席番号2番 川鍋です。

整理番号1番から3番について説明します。

10月12日、本人立会いの下、事務局2名と現地調査を行いました。

議案2号、別紙1-3の地図を見ていただければ分かる通り、整理番号1番から3番の土地は一団の畑になっており、大半が梅の木が植わっております。その一部に整理番号1番の さんの土地が含まれており、そこも梅の木が植えられると考えられますが、植えても3本から4本程度の土地なので、全体を一団の畑として利用することによって、さらに梅の木が栽培されると思います。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

整理番号4番について、影山委員さんの補足説明はなにかございますか。

## 委員

推進委員の影山です。

整理番号4番について説明します。

10月の11日、本人立会いの下、事務局2名、会長、私で現地調査を行いました。事務局の説明の通りですが、父親の さんいわく、今回のこの土地は息子さんの さんに任せているとのこと。

先ほどの説明の通り、約半分の土地は植木が植えてありまして、伐採および伐根を行い、新の農地に戻した後、父親の さんが言うには息子さんに全てを任せるので、今後は何を植えるのかはわかりませんが、

きちんと管理していきたいという事でありました。よろしくご審議をお願いいたします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。  
本件につきまして御質疑ございますか。

## 議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13名]

## 議長

挙手 13名により、可決されました。

よって、議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」4 件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1 件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

## 事務局

それでは議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」御説明致します。議案の 3 ページを御覧ください。

それでは、整理番号 1 番について御説明いたします。

本件につきましては、使用借人および使用貸人より青梅市に利用権設定の申出があり、各案件について、青梅市が農用地利用集積計画（案）を作成しました。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、

この集積計画については農業委員会の議決を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり集積計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

《議案参照。読み上げ》

次に《議案第3号 別紙1》の農用地利用集積計画（案）を御覧ください。

利用権設定の新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。契約期間は 令和3年11月1日から令和8年10月31日までの5年間。

裏面以降は、使用借人の農業経営の状況等や、共通事項が記載されております。

また、利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第3号 別紙2》の調書を御覧ください。

◎農業経営基盤強化促進法第18条第3項

はじめに、第1号「農用地利用集積計画の内容が青梅市の定める基本構想に適合するものであること」でございますが、基本構想に記載される「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」につきましては、農地のすべてを効率的に利用することや農作業に常時従事することなどが示されております。本件につきましては、使用借人が所有または借用する農機具や農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、また、借人は農作業を行う必要がある日数について従事すると見込まれますので、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、先ほど御説明致しました第1号とほぼ同義ですので、ともに該当すると考えております。

続いて第3号のイについては、「第2号のロに該当しない場合」でございますので、本案件では適用致しません。

続いて第3号の口についても、「法人である場合」でございますので、本案件では適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である使用貸人、使用借人の両者に利用集積計画を確認いただき同意の印をもらっております。従いまして権利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また【議案2号別紙3】作付け計画書を御覧ください。記載のとおり、申請地においては、じゃがいもなどの露地野菜を行う予定になっております。

現地調査につきましては、10月13日に石川委員さんで行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

## 議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、石川委員さんの補足説明はございますか。

## 委員会

議席番号5番 石川雅章です。

10月13日、事務局3名と会長立会いの下、現地調査を行いました。

整理番号1番については事務局の説明の通りです。さんが現在借りている畑があるのですが、近隣の農家の方から、草管理が悪いと苦情があり、直接本人に会うことが出来たので、この畑を含めて草管理をしっかりとすること話をしたところ、本人も反省しているようで、草の生えるシーズンになりましたら、しっかりとやりますと言っていましたので大丈夫だと思います。よろしくご審議をお願いします。

## 議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 13名]

## 議長

挙手 13名により、可決されました。

よって、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## 議長

次に、日程5の報告事項に移らせていただきます。

報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第4条第1項第8号の規定による届出について」は、5件で1ページに記載されたとおりです。

## 議長

次に「農地法第5条第1項第7号の規定による届出について」は、20件で2ページから4ページに記載されたとおりです。

**議長**

次に「耕作証明書について」は、2件で5ページに記載されたとおりです。

**議長**

次に「農地の転用事実に関する照会に対する回答」は、1件で6ページに記載されたとおりです。

**議長**

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと存じますがよろしいでしょうか。

[異議なし]

**議長**

ありがとうございました。  
ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。  
感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。  
なお、全員協議会は午後3時55分から開会いたします。